

令和7年度京都大学一般選抜における旧教育課程履修者に対する経過措置について（予告）
（令和5年7月28日訂正後）

（1）令和7年度入学者選抜に係る大学入学共通テストにおける経過措置科目について

旧教育課程履修者は、地理歴史、公民、数学、情報の教科において経過措置として出題される以下の経過措置科目を選択できるようにします。

なお、「旧教育課程履修者」は、大学入試センターの定義するところにしたがい、下記の①と②以外の者をいいます。

- ① 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）に令和4年4月に入学し、平成30年告示高等学校学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月に卒業見込みの者
- ② 中等教育学校の後期課程に令和4年4月に進級し、平成30年告示高等学校学習指導要領に基づく教育課程の下で学び、令和7年3月に卒業見込みの者

地理歴史	『旧世界史B』、『旧日本史B』、『旧地理B』
公民	『旧倫理、旧政治・経済』
数学（グループ①）	『旧数学I・旧数学A』
数学（グループ②）	『旧数学II・旧数学B』
情報	『旧情報』

（2）個別学力検査における経過措置について

平成30年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程と平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程との間で学習指導要領による扱いが異なる事項について、出題にあたり必要に応じた配慮をします。